

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 大山 和子 執行委員長から、令和7年10月31日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年11月6日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和7年11月11日（火）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「かたくり労働組合」

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 水戸市河和田町4516-1 | 介護老人保健施設ナーシングホームかたくり |
| (2) 水戸市河和田町4516-1 | グループホームかたくり |
| (3) 水戸市酒門町4231-2 | ケアハウスみと |
| (4) 水戸市住吉町57-2 | ヘルパーステーションけやき・南部第一高齢者支援センター |
| (5) 水戸市大塚町1763-9 | かたくりの家 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) かたくり労働組合 | 執行委員長 黒澤 圭佑 |
|--------------|-------------|